

【国保】

I-2 歯周病処置

《令和 2 年 9 月 8 日新規》

《令和 4 年 1 2 月 1 日更新》

《令和 7 年 3 月 6 日更新》

○ 取扱い

原則として、歯周病による急性症状時に症状の緩解を目的として、歯周ポケットに対して特定薬剤を使用し、歯周病処置を算定した場合に、同時に抗菌薬を投薬した場合の費用の算定についても認める。

○ 取扱いの根拠

急性症状の程度によっては、歯周ポケットへの特定薬剤の使用にあわせ、抗菌薬の投与が必要な場合も考えられる。